

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

<解説書>

令和5年4月

京丹後市市民環境部生活環境課ゼロカーボン推進室

目次

1	条例制定の前提、本解説書について	1
2	目的、趣旨	3
3	定義	3
4	責務	5
5	適用の範囲	5
6	事前協議	6
7	近隣関係者への事前説明等	8
8	事業計画の確認、事前協議の終了	10
9	届出	12
10	届出した内容の変更	12
11	設置事業に関する情報の揭示	13
12	維持管理	15
13	廃止の届出	15
14	立入調査等	16
15	勧告	16
16	命令	17
17	公表	17
18	附則	18
19	手続きフロー図	19

1 条例制定の前提、本解説書について

(1) 前提

平成24年7月施行の再生可能エネルギーの利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）に基づく、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、「FIT制度」という。）の開始を契機として、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が拡大しました。

本市では、2050年脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入及び拡大を推進していく必要性を踏まえ、本市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定める条例を制定することで、適正な太陽光発電設備の導入及び拡大の推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と良好な地域環境を確保するものです。

(2) 用語について

本解説書では、法令等について下記の略称で表記します。

<凡例>

1 条例

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例
(令和5年京丹後市条例第12号)

2 規則

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則 (令和5年京丹後市規則第17号)

3 再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
(平成23年法律第108号)

4 FIT制度等

FIT (再生可能エネルギー固定価格買取制度) 又はFIP制度

5 事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドライン (太陽光発電) (資源エネルギー庁)

6 環境配慮ガイドライン

太陽光発電の環境配慮ガイドライン (環境省)



・・・条例による規定



・・・規則による規定

＜留意事項＞

本解説書は、条例に基づく手続きについてその内容を解説するものですが、太陽光発電設備の設置にあたっては、事業計画策定ガイドライン及び環境配慮ガイドラインも含めて、条例以外の他関係法令を遵守する必要があります。

条例に基づく事前協議や届出等を行う際には、関係法令を遵守して事業計画が策定されているか等をあわせて確認を行いますので、留意願います。

2 目的、趣旨

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、当該設備を用いて発電する事業の適切な促進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と安全・安心で良好な地域環境を確保することを目的とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和5年京丹後市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(解説)

条例は、太陽光発電設備の設置に関する必要な事項を定めることで、設備の設置と立地地域の自然環境及び生活環境との調和による適正な発電事業の更なる促進を図ることを目的としています。

地域の資源である太陽光を活用した事業の促進は重要な施策であると同時に、地域の自然環境や生活環境へ配慮する中で進められなければならないことから、地域が事業の情報を把握することにより当該事業に係る合意形成を促進し、秩序を持った太陽光発電の事業環境が形成されるよう、条例を制定したものです。

3 定義

(定義)

第2条 この条例において「太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）及びその附属設備をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

2 この条例において「設置事業」とは、太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電する事業（当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）をいう。

3 この条例において「事業区域」とは、設置事業を行う一団の土地をいう。

4 この条例において「事業者」とは、設置事業を行う者をいう。

5 この条例において「近隣関係者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 事業区域に隣接する土地（事業区域が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地を含む。以下同じ。）の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

- (2) 地域の住民で組織する区のうち、事業区域が所在する区
- (3) 前2号に規定するものと同等の影響を受けると市長が認めるもの

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(解説)

条例に規定している各用語について定義しています。

1 太陽光発電設備

再エネ特措法第3条第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源として発電する設備（太陽電池モジュール、架台等）及びその附属設備（パワーコンディショナー、受変電設備及び柵塀等）とします。

ただし、建築基準法第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置されるもの（カーポート上に設置する太陽光発電設備含む。）は対象外とします。

2 設置事業

太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電する事業で、設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土及び埋立て等の造成工事を含むものとします。

3 事業区域

太陽光発電設備の設置事業を行う一団の土地[※]とします。

※「一団の土地」とは、権利を取得する人が、一連の計画の中で、一体的に利用されることが想定されるひとまとまりの土地のことを意味します。

4 事業者

太陽光発電設備を設置し、発電事業を行う者とします。PPA事業で太陽光発電設備を設置するときは、PPA事業者が発電事業を行う者になります。なお、電気の売買契約期間の終了後などに、PPA事業者から需要家に発電設備を譲渡する場合などは、譲渡があったときから需要家が発電事業を行う者となります。

5 近隣関係者

(1) 事業区域に隣接する土地の所有者[※]並びに事業区域に隣接する土地に建てられている建築物の所有者及び居住者とします。

また、事業区域に隣接する土地とは、事業区域が公共用の道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含むものとします。

※土地に関しては、所有者の判断において、使用者や管理者等への情報共有をお願いします。

(2) 地域の住民で組織する区のうち、事業区域が所在する区とします。なお、この区には、区の連合組織を含むものとします。

(3) 上記の(1)及び(2)と同等の影響を受けると市長が認めるものとします。

※事業区域の隣接地が異なった区である場合の隣接地が所在する区、または、事業区域に接する用水、農道、林道その他法定外公共物がある場合の当該物件の

管理組織等において、(1)及び(2)と同等の影響が認められる場合は、この(3)を適用します。

4 責務

(責務)

第3条 市及び事業者は、次に掲げる責務を有し、その責務を果たすため相互に協力しなければならない。

- (1) 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。
- (2) 事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例及び関係法令の規定を遵守するとともに、原状の環境を著しく損なうことのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(解説)

条例の目的を達成するため、市及び事業者の責務を規定しています。

- (1) 市は、条例の第1条に規定する目的を達成するため、適正かつ円滑な条例運用に努めます。
- (2) 事業者は、条例の第1条に規定する目的を達成するため、条例及び関係法令^{※1}の規定に従い、環境に配慮^{※2}し自らの責任と負担において必要な措置を講じるよう努めます。

※1：関係法令とは、再エネ特措法、電気事業法、その他農地、森林、環境保全及び土地利用等に関して対象となる法令を意味しています。

※2：環境への配慮とは、設置事業者が太陽光発電設備の設置工事に着手する以前の事業区域の土地及び周辺環境の状態を意味しています。

5 適用の範囲

(適用の範囲)

第4条 この条例は、太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上のものについて適用する。

(解説)

条例の適用を受ける太陽光発電設備の出力を発電出力の合計が10kW以上のものを対象として規定しています。なお、再エネ特措法及び同法施行規則に基づく事業計画の認定を受けた事業でない設備や、電力を自家消費している設備についても関係法令等の規定を遵守するとともに、原状の環境を著しく損なうことのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるよう努める必要があるため、適用の範囲に含まれます。

また、基準とする発電出力は、太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナ

一の出力のいずれか小さい方の値とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値とします*。

また、実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、一体的と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、出力の合計が10kW以上となる場合は、合計出力により対象となるか否かを判断します。

※以下の場合、発電出力は14kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽電池モジュールの合計出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW

6 事前協議

(事前協議)

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を実施するにあたって配慮すべき事項について市長とあらかじめ協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に指導又は助言を行うことができる。

(事前協議の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定による事前協議は、事前協議書類等（太陽光発電設備の設置に係る事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）及び別表第1に掲げる書類をいう。以下同じ。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を確認し、協議を開始するものとする。

3 事業者は、協議すべき関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を終了させるものとする。

別表第1（第3条関係）

必要な書類	明示すべき内容又は事項	備考
事業計画書	別記様式第2号によるもの	
関係法令手続状況調書	別記様式第3号又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する認定（以下「法計画認定」という。）に係る申請書の添付書類の参考	

	様式として示されている関係法令手続状況報告書によるもの	
事業実施スケジュール	事前協議の開始から設置事業の稼働までに行う関係法令等に基づく手続、施工計画等のスケジュールがわかるもの	様式は任意とする。
土地の取得を証する書類等	登記事項証明書。ただし、当該土地の所有者が事業者本人ではない場合又は事業者本人を含む複数人である場合は、土地の使用に係る契約書又は同意書	
事業者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）		提出日の3箇月以内に発行したものに限る。
位置図、事業区域図	設置事業を行う土地の位置、事業区域、隣接区域の範囲が分かるもの	
計画平面図等	設置事業を行う土地の境界並びに設置事業に係る設備等配置、雨水排水、設計概要説明及び求積	縮尺1,000分の1以上であること。
構造図・配線図	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
発電設備の内容を証する書類	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
近隣関係者説明実施報告書	別記様式5号によるもの	
事業実施体制図	事業計画の実施のための事業体制がわかるもの（事業計画に係る緊急連絡先、保守点検会社等を含む。）	
接続の同意を証する書類	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
事業計画認定通知書	法計画認定に係る申請に準ずる事項	
その他必要となる書類		適宜求めるものとする。

（解説）

再エネ特措法及び同法施行規則に基づく事業計画の認定申請や電気事業法に基づく一般送配電事業者又は配電事業者との系統接続の協議などと並行して、市に対して事前協議の手続きを行っていただきます。

事業者は、別表第1に掲げる書類のうち、事業計画書、関係法令手続状況調書及び事業実施スケジュールを事前協議の開始時に提出し、その他の書類を協議期間内に整えることにより、市は事前協議の終了を確認します。

7 近隣関係者への事前説明等

(近隣関係者への事前説明等)

- 第6条 事業者は、前条の事前協議が終了するまでの間、事業計画の予定に関し、設置事業の予定地内の公衆の見やすい場所に規則で定める所定の標識を設置するとともに、近隣関係者に対し説明会を開催する等の方法により事業計画の内容を周知するものとする。
- 2 事業者は、前項の周知を行ったときは、事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るよう努めるものとする。
- 3 事業者は、前2項の規定による説明等を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告するものとする。

(近隣関係者への事前説明等)

- 第4条 条例第6条第1項に規定する標識の設置は、事業予定に関する標識(別記様式第4号)により行うものとする。
- 2 条例第6条第3項の規定による報告は、前条の協議が終了するまでに近隣関係者事前説明等実施報告書(別記様式第5号)により行うものとする。

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例
事業予定に関する標識

太陽光発電事業を実施予定です

標識設置日	年 月 日	
発電事業の名称		
事業の対象区域	所在（地番まで）	面積（㎡）
	総面積	
計画発電出力	k W	
設置形態		
事業計画期間	年 月 ～ 年 月	
発注者	名称	
	住所	
	連絡先	
施工者	名称	
	住所	
	連絡先	
工事予定期間	年 月 ～ 年 月	
（配置等平面概略図）		

60cm
以上

40cm 以上

- 注 1 計画情報を近隣住民等へ提供するため、対象計画区域内の公衆の見やすい場所に設置すること。なお、広域に渡る場合は複数設置を考慮すること。
- 2 歩行者・ドライバー等の視認性を考慮し、支障にならない場所に設置すること。
- 3 事前協議終了までの間、常時掲出された状態を保つとともに風雨等による飛散がないよう発注者又は施工者の責任において設置すること。

(解説)

事前協議期間内に事業計画の予定に関する標識の設置、近隣関係者への事前説明等及び説明等実施結果の市への報告が必要です。

太陽光発電設備の事業者は、事前協議の間に当該事業計画の予定に関する標識（別記様式第4号）を設置事業の予定地内の公衆の見やすい場所に設置し公開するとともに、近隣関係者に対して説明会を開催する等の方法*により、事業計画の内容を周知する必要があります。

なお、近隣関係者へ事前説明等を行ったときは、近隣関係者事前説明等実施報告書（別記様式第5号）により、実施結果を市へ報告する必要があります。

市は、報告書の内容を踏まえ、対応に不備等を認める場合は、事業計画の修正や確認項目の充足を求めていくこととなります。

また、事前協議の開始前に説明会等を開催している場合でも、別記様式第5号による説明会等の結果を報告いただき、内容が要件を満足しているか確認するとともに、内容が不十分であると市が判断したときは、再度行っていただくこととなります。なお、事前協議の開始前に説明会等が終了している場合であっても、事前協議にあたる期間中は標識を設置していただく必要があります。

※近隣関係者に事前説明を行う手段は、説明会又は説明会に準じた個別訪問等の説明を行うなど、説明会に代わる設置事業者と近隣関係者相互の理解促進が図れる手段により行っていただきます。

8 事業計画の確認、事前協議の終了

(事業計画の確認)

第7条 第5条の規定による事業計画の事前協議は、関係法令の手続を踏まえつつ、規則で定める確認項目に基づいて行うものとする。

(事前協議の終了)

第8条 市長は、前条の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の通知に条件を付することができる。

(事業計画の確認、事前協議の終了)

第5条 条例第7条の規定による事業計画の確認は、事前協議書類等に記載された内容及び別表第2に掲げる確認項目により行うものとする。

2 市長は、前項の確認をしたときは、太陽光発電設備の設置に係る事前協議終了通知書（別記様式第6号）により事業者に通知するものとする。

別表第2（第5条関係）

法令遵守	<ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準及び再生可能エネルギー発電事業の円滑かつ確実な実施を見込む基準に適合すること。 その他発電事業計画の関係様式中に示される事項を遵守すること。
生活環境の保全	<ol style="list-style-type: none"> 関係法令等に基づき、土地及び周辺環境の調査を行うこと。 防災、環境保全、景観保全及び地域活動に配慮した設計、土地開発及び運営管理に努め、周辺地域の安全を損なわないように努めること。 太陽光発電設備の稼働音、反射光、土地の管理等が地域住民の生活衛生や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。 設置事業に伴い樹木を伐採する必要がある場合は、最小限にとどめるとともに関係法令等に基づき適切な対応を講ずること。
防災上の措置	<ol style="list-style-type: none"> 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全及び土砂等流出防止のための適切な土地開発の設計を行うこと。 土地の形状、雨水流出量等計算、形質に対応した適切な設計、措置を行うこと。 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等による太陽光発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備の損壊、飛散又は感電のおそれがないことを確認するとともに、事業区域又は設備に起因して生じた事象等は、事業者が責任をもって対応すること。
近隣関係者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 配慮すべき地域住民の把握並びに説明会の開催及び戸別訪問などを行い、事業概要並びに環境及び景観への影響等について理解を得るように努めること。 地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。 事前協議の開始から太陽光発電設備の稼働開始までの期間中、公衆から見やすい場所に事業計画に関する標識を掲示すること。 計画認定基準で定める地域活用要件は、設備区分要件に応じ履行すること。 近隣関係者から説明、対応等の要望があった場合又は事象に関する苦情、紛争、災害等の発生にあっては、事業者が責任をもって対応すること。
設備設置後の維持管理等	<ol style="list-style-type: none"> 保守点検及び維持管理の計画の策定及び体制の構築を行うこと。 太陽光発電設備が技術基準に適合し続けるよう、適切に太陽光発電設備を運転し、保守点検及び維持管理を実施すること。 事業区域内で太陽光発電設備の維持管理等に係る作業を行う場合、有害物質の飛散又は流出により地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること。 太陽光発電設備の異常、破損等により周辺地域への被害が発生し、又は発生することが予想される場合は、市及び住民へ速やかに連絡するように努めること。 事業区域からの資材、残材等の飛散、雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理するとともに、廃棄物等は適切に処理するように努めること。 第三者が太陽光発電設備に近づくことができないう場合を除き、構内に容易に立ち入ることができない高さの柵等であって、容易に取り外しができないものを設置すること。 事業を終了した太陽光発電設備について、撤去が完了するまでの期間、事業者の責任において適切に維持管理することとし、廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し可能な限り速やかに太陽光発電設備の撤去及び処分を行うこと。
各種事前手続の完了	<ol style="list-style-type: none"> 送配電事業者の接続検討及び連系等に係る承諾を得ること。 再生可能エネルギー発電事業計画等に係る策定又は認定を完了すること。 事前説明標識の設置、説明会等の開催、その結果の報告を完了すること。 適正な境界、地目、土地利用計画等に係る手続を完了すること。 その他協議の終了までに関係法令等の手続の全てを完了すること。

（解説）

事業計画の確認は、別表第2の確認項目に規定する各種手続きの完了をもって行うものとし、確認後、事業者協議終了の旨を通知します。

9 届出

(届出)

第9条 前条第1項の通知を受けた事業者は、届出書等(規則で定める届出書及び事業計画を記載した書面をいう。以下同じ。)を太陽光発電設備の設置工事(当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。)に着手する日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

(届出)

第6条 条例第9条に規定する届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業計画(変更)届出書(別記様式第7号)及び別表第1に掲げる書類を、市長に提出することにより行うものとする。ただし、同表に掲げる書類のうち、第3条の規定による事前協議で提出した書類であって、内容に変更がないものは提出を省略することができる。

(解説)

事前協議の終了通知を受けた事業者は、設置工事(当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。)に着手する日の30日前までに事業計画の届出を行っていただきます。

届出書等の提出にあたっては、別表第1に掲げる書類のうち、事前協議時に提出した書類の内容に変更がないものについては、その提出を省略することができます。

10 届出した内容の変更

(届出した内容の変更)

第10条 事業者は、前条に規定する届出書等の内容の変更をしようとするときは、市長にあらかじめ届け出なければならない。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の届出書等の内容の変更について準用する。ただし、当該変更の内容が規則で定める軽微な変更該当する場合はこの限りではない。

3 第1項に規定する届出書等の内容の変更が事業者の氏名又は住所である場合は、当該変更後の事業者がこれを行わなければならない。

(変更の届出)

第7条 条例第10条に規定する届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業計画(変更)届出書に、別表第1に掲げる書類のうち、事業計画の変更にあたり内容に変更があったものを添付し、市長に提出するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の縮小

(2) 太陽光発電設備の出力の縮小

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(解説)

事業者は、事業計画を変更しようとするときは、事業計画（変更）届出書（別記様式第7号）、及び別表第1に掲げる書類のうち、変更が生じる書類を添付して、市に提出する必要があります。

なお、事業計画の変更にあたっては、条例第5条事前協議、第6条近隣関係者への事前説明等、第7条事業計画の確認及び第8条事前協議の終了の規定が適用されます。規則第7条第2項で規定する軽微な変更※は、条例第5条から第8条までの規定は適用されません。

また、太陽光発電設備の譲渡、相続若しくは法人の合併等により事業者が交代する場合、又は、事業計画の変更内容が、事業者の氏名及び住所の変更である場合は、当該変更後の事業者が手続きを行う必要があります。なお、PPA事業者による契約期間の終了後に、需要家が当該設備を譲り受ける場合は、需要家が発電事業を行う者となりますので、新たに発電事業を行う者となった者は、市に対して変更届出の提出が必要となります。

※規則第7条第2項で規定する軽微な変更の対象は、以下のとおりです。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

11 設置事業に関する情報の掲示

（設置事業に関する情報の掲示）

第11条 事業者は、前2条の規定により届け出たときは、設置事業を実施する間、事業計画に関し、規則で定める所定の標識を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

（設置事業に関する情報の掲示）

第8条 条例第11条に規定する掲示は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第5号の規定に準じて行うものとする。ただし、太陽光発電設備の出力が20キロワット未満の設置事業については、設置事業に関する情報（別記様式第8号）の標識を掲示することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じたときは、当該標識に記載した事項を速やかに訂正し、掲示するものとする。

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

発電事業の設備			
発電設備	区分	太陽光発電設備	
	名称		
	設備 ID		
設置場所	住所（地番まで）		面積（㎡）
	総面積		
出力	k W		
設置形態			
発電事業者	名称		
	住所		
	連絡先		
保守点検責任者	名称		
	連絡先		
運転開始年月日	年	月	日
事業計画期間	年	月	～ 年 月

30cm
以上

35cm
以上

- 注 1 1行目は固有の事業名称を記入するものとし、「固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業」に該当する場合は、当該事業名を併記すること。
- 2 「設備 ID」欄には固定価格買取制度に基づく設備 ID を記載するものとし、当該 ID 取得のない設置事業の場合は省略すること。
- 3 歩行者・ドライバー等の視認性を考慮し、支障にならない場所に設置すること。
- 4 運転期間終了までの間、常時掲出された状態を保つとともに風雨等による飛散がないよう発注者又は施工者の責任において管理すること。

(解説)

設置事業に関する情報の掲示に係る標識の設置を行っていただきます。

設置事業者は、事業計画の届出（又は変更届出）を行ったときは、当該事業を実施する間、設備概要、発電事業を行う者及び事業期間等の情報が掲示された所定の標識を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。

掲示する標識にあつては、他に定めのない事業については、同規則で規定する設置事業に関する情報（別記様式第8号）の標識によるものとします。

12 維持管理

(維持管理)

第12条 事業者は、設置事業を実施する間、災害の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を目的とし、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(解説)

設置事業者は、設置事業を実施する間、事前協議時の遵守事項の確実な履行により、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理を行う必要があります。

なお、本規定は、事業区域内での事業活動に起因する区域外への影響も含みます。

事前説明の際にどのような維持管理を行うかを説明し、理解の促進に努めてください。

13 廃止の届出

(廃止の届出)

第13条 事業者は、設置事業を廃止しようとするときは、設置事業に係る太陽光発電設備の稼働を停止する日の30日前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定に基づき太陽光発電設備の稼働を停止したときは、事業計画に定めた太陽光発電設備の解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業廃止届（別記様式第9号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備の設置に係る事業廃止完了届（別記様式第10号）により行うものとする。

(解説)

事業者は、設置事業を廃止するときは、発電設備の稼働を停止する日の30日前までに、規則第9条で規定する太陽光発電設備の設置に係る事業廃止届(別記様式第9号)を市に提出する必要があります。

また、設置事業の廃止届を提出したのち、発電設備の解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則第9条で規定する太陽光発電設備の設置に係る事業廃止完了届(別記様式第10号)を市に提出する必要があります。

市は、事業廃止完了届の提出を受けて、事前協議時の遵守事項である適正な廃止措置の履行を確認します。

14 立入調査等

(立入調査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員等を事業区域に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする市職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者にこれを提示しなければならない。

(立入調査等)

第10条 条例第14条第1項の規定による立入調査を行おうとする者は、その身分を示す身分証明書(別記様式第11号)を携行し、事業者から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(解説)

市は、条例の目的を達成するため、条例の施行に必要な限度において、条例の手続きを行っていないと疑われる設置事業の確認、又は事前協議時の遵守事項や事業計画の届出内容との整合を確認する必要がある場合等、その状況把握のための報告若しくは資料提出を求め、又は立入調査を行います。

また、立入調査を行う市職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者の求めに応じて提示するものとし、なお、市職員等の「等」には、専門知識を有する事業者等が含まれます。

15 勧告

(勧告)

第15条 市長は、この条例の規定に違反し、又は規則で定める確認項目を遵守しない事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告するものとする。

(勧告の手続)

第 1 1 条 条例第 1 5 条の規定による勧告は、太陽光発電設備の設置事業に係る勧告書（別記様式第 1 2 号）により行うものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた事業者は、太陽光発電設備の設置事業に係る勧告受入書（別記様式第 1 3 号）を市長に提出するものとする。

(解説)

市は、規定に違反し、又は規則第 7 条で規定する確認項目を遵守しない設置事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

16 命令

(命令)

第 1 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その者に対し、必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

(解説)

市は、勧告に従わない事業者に対して、必要な措置を講ずるよう命令を行います。

17 公表

(公表)

第 1 7 条 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容の公表をするものとする。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(公表)

第 1 2 条 条例第 1 7 条の規定による公表は、京丹後市公告式条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 3 号）の規定による掲示場への掲示、市の広報媒体に掲載する方法により行うものとする。

(解説)

市は、命令を受けた事業者が正当な理由なくその命令に従わないときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を設けたうえで、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表します。

18 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に実施された設置事業（この条例の施行の日の前日までに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定に基づく認定を受けている設置事業及び当該認定を受けることを要しない設置事業であって電気事業法（昭和39年法律第170号）第17条第4項の規定に基づく接続の求めに対する承諾を受けたものをいう。以下同じ。）については、第5条から第9条までの規定は適用しない。この場合において、この条例の施行の日から次項で読み替えを行う第10条第1項の届出が行われるまでの間は、第14条から第17条までの規定についても適用しないものとする。

3 事業者が施行日前に実施された設置事業の変更をしようとするときは、第10条見出し中「届出した」とあるのは「実施している事業の」と、同条第1項中「前条に規定する届出書等」とあるのは、「届出書等（規則で定める届出書及び事業計画を記載した書面をいう。）」と、第11条中「前2条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。この場合において、前項の規定にかかわらず、第10条第2項に規定する内容の変更について準用する第5条から第8条までの規定を適用するものとする。

(解説)

1 条例は、令和5年7月1日を施行日としています。

2 施行日前の6月30日までに再エネ特措法及び同法施行規則に基づく事業計画の認定を受けている事業、また、再エネ特措法適用外の事業においては、系統接続に係る承諾を得ている事業は、条例第5条の事前協議から第9条の届出までの規定を適用除外とし、この場合において、実施している事業の内容の変更が行われるまでの間は、条例第14条の立入調査等から第17条の公表までの規定は適用されません。

なお、経過措置の適用を受ける事業者が、条例第10条第1項で規定する実施している事業の内容の変更を行う場合は、条例第5条の事前協議から第8条の事前協議の終了までの規定が適用されます。

19 手続きフロー図

<京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例 手続きフロー図>

